

4 文科高 9 2 6 号  
令和 4 年 9 月 3 0 日

各 公 私 立 大 学 長  
各 公 私 立 高 等 専 門 学 校 長  
大学を設置する各地方公共団体の長  
各 公 立 大 学 法 人 の 理 事 長  
大学を設置する各学校法人の理事長 殿  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
高等専門学校を設置する地方公共団体の教育委員会教育長  
高等専門学校を設置する各学校法人の理事長

文部科学省高等教育局長  
池 田 貴 城

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する  
規則の一部を改正する省令の公布について（通知）

この度、別添のとおり、「大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省令第 33 号）が令和 4 年 9 月 30 日に公布され、令和 4 年 10 月 1 日に施行されることとなりました。

今回の改正は、「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」（令和 4 年 3 月 18 日中央教育審議会大学分科会質保証システム部会）の提言を踏まえた「大学設置基準等の一部を改正する省令」（令和 4 年文部科学省令第 34 号）が令和 4 年 9 月 30 日に公布され、教育研究実施組織、基幹教員、校地、校舎等の施設及び設備、教育課程等に係る特例制度等に関する所要の規定の整備が行われたことに伴う大学の設置等の認可の申請及び届出に係る様式等の変更の他、設置認可の実態等を踏まえた手続規則の改正を行うものです。その概要は下記のとおりですので、十分に御了知の上、大学の設置等の認可申請及び届出に当たっては、遺漏のないようお取り計らいください。

なお、大学の設置等に係る申請書類等の様式については、文部科学省のホームページ（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1422217\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1422217_00003.htm)）上で公表しておりますので、適宜御活用ください。

## 記

### 第 1 改正の概要

#### （1）大学設置基準等の改正に伴う様式の改正

① 「基本計画書」別記様式第2号（その1の1）（その1の2）（その1の4）（その1の5）関係

ア 教員数の内訳を記載する欄の変更

大学設置基準等（大学院設置基準及び専門職大学院設置基準を除く。）において、「一の大学に限り専任教員となる」という現行の「専任教員」の定義等が見直され、教育課程の編成その他の学部の運営について責任を担う教員（助手を除く。）であって、当該学部の教育課程に係る主要授業科目を担当するもの（専ら当該大学の教育研究に従事するものに限る。）又は1年につき8単位以上の当該学部の教育課程に係る授業科目を担当する教員が「基幹教員」として定義されたことを踏まえ、申請された設置計画において改正後の各設置基準に基づき各学部等や大学全体で必要とされる基幹教員数を満たしていることを確認するため、基幹教員に関し次の（i）～（iv）の内訳の欄を追加するものとしたこと。

- （i）「a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事するものであって、主要授業科目を担当するもの」
- （ii）「b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事するものであって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの」
- （iii）「c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a又はbに該当する者を除く）」
- （iv）「d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当する者（a、b又はcに該当する者を除く）」

また、大学設置基準別表第1（大学通信教育設置基準別表第1，専門職大学設置基準別表第1，短期大学設置基準別表第1，短期大学通信教育設置基準別表第1及び専門職短期大学設置基準別表第1について同じ。）により、当該大学に置く学部等の種類及び規模に応じ定める基幹教員数のうち、4分の3以上は、専ら当該大学の教育研究に従事する教員である必要があり、かつ、別表第1に定める基幹教員数には、一の基幹教員は、同一大学ごとに一の学部についてのみ算入するものとされていることから、この数を確認するため、備考欄に当該学部の種類及び規模に応じて定める必要最低基幹教員数の4分の3の数を記載するものとしたこと。

また、専任教員が基幹教員に改められたことにより、内訳の「専任教員等」と「兼任教員等」を、「基幹教員」、「助手」、「基幹教員以外の教員（助手を除く）」に改めたこと。

イ 「事務職員」等欄の変更

大学設置基準等の改正により、職員等に関し「専任」が「専属」に改められ、また、授業科目の担当に関し指導補助者が規定されたことに伴い、「事務職員」、「技術職員」、「図書館職員」、「その他の職員」、「指導補助者」（以下「教員以外の職員」という。）の内訳について、「専任」「兼任」をそれぞれ「専属」「その他」に改めるとともに、教員以外の職員の職種に「指導補助者」を追加したこと。また、大学設置基準等において、「図書館には、その機能を十分に発揮

させるために必要な専門的職員その他の専属の教員又は事務職員等を置くものとする。」とされたことに伴い、「図書館専門職員」の欄を「図書館職員」に改めたこと。

ウ 「校地等」，「校舎」等の施設及び設備等の記載欄の変更

大学設置基準等の改正に伴い，校地，校舎等の施設及び設備等のうち備えるべき施設等に変更があったことから，記載事項を整理したこと。

エ 「図書・設備」欄の変更

大学設置基準第 38 条において，図書館を中心に系統的に整備すべき資料として「図書，学術雑誌，電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により提供される学術情報その他の教育研究上必要な資料」が規定されることに伴い，「図書」の内訳として「電子図書」を追加したこと。

オ 大学院の設置等に係る「基本計画書」の追加

これまで，大学院については，大学の学部等と同一の様式を使用してきたが，大学院は，「基幹教員」の取扱いが適用されず，一の大学に限り研究指導教員又は研究指導補助教員となることができるものとして従来どおり専任性を求める取扱いに変更はないことから，大学の学部等と様式を分けるものとしたこと。

② 「教育課程等の概要」別記様式第 2 号（その 2 の 1）（その 2 の 2）（その 2 の 3）（その 2 の 4）関係

基幹教員の要件を確認する観点から，「教育課程等の概要」に記載されている各科目が教育課程上の主要授業科目であることを網羅的に確認できるよう，「主要授業科目」の欄を追加したこと。

③ 「授業科目の概要」別記様式第 2 号（その 3 の 1）（その 3 の 2）（その 3 の 3）関係

基幹教員の要件を確認する観点から，「授業科目の概要」に記載されている各科目が，その内容に照らし教育課程上の主要授業科目であることを網羅的に確認できるよう，「主要授業科目」の欄を追加したこと。

④ 「教員の氏名等」別記様式第 3 号（その 2 の 1）（その 2 の 4），「基幹教員の氏名等」附則別記様式関係

「専任教員」が「基幹教員」に改められることに伴い，「専任区分」を「教員区分」に改めたこと。なお，「教員区分」については，「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和 6 年度開設用）」（以下「手引」という。）で具体的な区分を別途案内する予定であること。

また，「教員の氏名等」に記載された基幹教員について，当該教員が基幹教員の要件に合致することを確認するため，「主要授業科目」，「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」及び「申請に係る学部等以外の組織（他の大学等に置かれる学部等を含む）での基幹教員としての勤務状況」の欄を追加したこと。なお，「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」については，基

幹教員の要件として、教育課程の編成等についての意思決定に係る会議に、構成員として直接的かつ実質的に参画すること等を確認するためのものであり、必ずしも項目として列挙している「教授会」や「教務委員会」への参画に限定されるものでないことに留意すること。

⑤ 「教員の氏名等」別記様式第3号（その2の2）（その2の5）関係

これまで、大学院については、別記様式第3号（その2の1）（共同教育課程を設置する場合は、別記様式第3号（その2の2））の提出を求めていたが、①オの整理と同様に大学の学部等と様式を分けるものとしたこと。

⑥ 「基幹教員の年齢構成・学位の保有状況」別記様式第3号（その3の1）（その3の2）、「教員個人調書」別記様式第4号（その1）、「教育研究業績書」別記様式第4号（その2の1）関係

「専任教員」を「基幹教員」に改めたこと。なお、大学院についても同一の様式を使用するが、大学院については、「基幹教員」の記載について、「専任教員」と読み替える注記を追加したこと。

⑦ 「実務の経験等を有する基幹教員一覧」別記様式第3号（その4）関係

「専任教員」を「基幹教員」に改めるとともに、「専任区分」を「教員区分」に改めたこと。

⑧ 「教員就任承諾書」別記様式第5号関係

教員就任承諾書に、上記①アの基幹教員の4つの分類のいずれの区分に該当する教員であるか明記するため、様式の記載を変更したこと。なお、様式内に記載されている文章は文例であり、例えば基幹教員以外の教員の場合の記載方法については、手引で具体的な区分を別途案内する予定であること。

⑨ 「通信教育実施方法説明書」別記様式第8号関係

「専任教員」を「基幹教員」に改めるとともに、「図書館専門職員」を「図書館職員」に改めたこと。

(2) 設置認可審査の実態等を踏まえた現行の手続規則の改善

上記の改正事項に加え、設置認可審査上の実態等を踏まえて、以下の改正を行うものであること。

① 学部等の設置届出を提出した場合、収容定員変更の届出を省略する旨の規定を追加すること（第7条第6項関係）

学部等の設置のうち、当該学部等において授与する学位の種類及び分野に変更がない場合は、届出で足りることとされている。また、私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更については認可申請が必要とされているが、そのうち、大学の学部又は短期大学の学科であって収容定員の総数の増加を伴わないもの、大学院の研究科の収容定員の変更については、

届出で足りるとされているところである。これらの手続を同時に行う場合、基本計画書に規定される内容や学則の変更内容等は重複することになるため、学部等の設置の届出を行い、かつ、当該届出書類において収容定員の変更を行う旨を記載すれば、収容定員の変更の届出を別途行う必要はなく学部等の設置の届出をもって代替することを可能とするものであること。

② 高等専門学校を設置等に係る「基本計画書」の追加（「基本計画書」別記様式第2号（その1の3）及び「教員の氏名等」別記様式第3号（その2の3）関係）

高等専門学校については、大学で用いる様式と同一の様式を使用してきたが、高等専門学校設置基準（以下「高専設置基準」という。）のうち、学級数、一般科目に必要な基幹教員数及び専門科目に必要な基幹教員数といった高等専門学校の基準に対応する、高等専門学校の設置等に係る独自の様式を新たに設けるものであること。

基幹教員の各内訳の記載については、以下のとおりとすること。

- ア 「a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者」
- イ 「b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）
- ウ 「c. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者」
- エ 「d. 専門教育担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）

また、高専設置基準第6条第9項により、一般科目を担当する基幹教員と専門科目を担当する基幹教員の合計数の4分の3は、専ら当該高等専門学校の教育に従事する教員である必要があり、これを確認するため、備考欄にその教員数を記載するものとしたこと。

③ 基本計画書の記載内容を整理（別記様式第2号（その1の1）（その1の4）関係）

ア 「学位の分野」等の追加

学位の種類及び分野の変更等に関する基準(平成15年文部科学省告示第39号)に規定される「学位の分野」及び「学科の分野」については、その重要性に鑑み、申請大学等の基本情報が網羅的に記載される「基本計画書」（様式）の記載項目として追記するものとしたこと。

イ 「運動場用地」の削除

大学設置基準上の校地面積の基準を確認するに当たって、運動場用地の内訳は不要であることから削除し、「校舎敷地」に併せて記載するものとしたこと。

ウ 「図書館」欄の削除

図書館の機能は、「図書」欄にある冊数等で確認が可能であることから、「面積」や「閲覧座席数」等を記載していた「図書館」欄を削除したこと。

- ④ 二以上の大学等が連携して国際連携教育課程を実施することができるようになったことに伴う変更（別記様式第2号（その2の3）（その3の3）関係）

大学設置基準等が改正され、二以上の大学が連携して国際連携教育課程を編成することができるようになったことから、書類の作成についての注記に「国内連携大学」を追記したこと。

- ⑤ 自署及び押印並びに印鑑証明書の提出の廃止（「教員個人調書」別記様式第4号（その1）、「教育研究業績書」別記様式第4号（その2の1）、「教育・実務業績書（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員）」別記様式第4号（その2の2）、「教員就任承諾書」別記様式第5号、「教育課程連携協議会構成員就任承諾書」別記様式7号の3、「臨地実務実習施設使用承諾書」別記様式第7号の5、「連携実務演習等に関する承諾書」別記様式第7号の6関係）

大学等の設置認可申請に当たって、教員の業績の真正性や就任意思等は申請者である学校法人等が教員等の間で確実に確認すべきものであることから、自署及び押印を廃止するとともに、印鑑証明書の添付は求めないこととしたこと。

## 第二 施行について

この省令は、令和4年10月1日から施行すること。

### （1）認可の申請に係る審査に関する経過措置

- ① 令和5年度に行おうとする大学の設置等（大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成18年文部科学省令第12号）第1条に規定する大学の設置等をいう。以下同じ。）の認可の申請に係る審査については、なお従前の例によること。
- ② 令和6年度に行おうとする大学の設置等の認可の申請に係る審査については、大学及び高等専門学校を選択により、なお従前の例によることができること。
- ③ 令和7年度以後に行おうとする大学の設置等の認可（設置者の変更に係るものに限る。）の申請に係る審査については、②の規定を準用すること。

### （2）届出に関する経過措置

- ① この省令の施行の日前にした大学の設置等の届出については、なお従前の例によること。
- ② ①の規定にかかわらず、令和5年度又は令和6年度に行おうとする大学の設置等の届出については、大学及び高等専門学校を選択により、なお従前の例によることができること。

## 第三 留意事項について

- （1）大学の設置等に当たっては、改正後の大学設置基準等に基づいて手続を行う場

合と、認可の申請に係る審査又は届出に関する経過措置により、改正前の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合とでは、様式や記載事項が異なることから、それぞれの場合に応じて参照する「大学の設置等に係る提出書類の作成の手引（令和6年度開設用）」（以下「手引」という。）を作成・公表するので、よく確認の上、取り違えがないように留意されたいこと。なお、改正後の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、近日中に作成・公表予定であり、改正前の大学設置基準等に基づく場合に参照する手引は、文部科学省ホームページ（[https://www.mext.go.jp/a\\_menu/koutou/ninka/1422217\\_00003.htm](https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/ninka/1422217_00003.htm)）に掲載していること。

- (2) 改正後の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合の様式や記載事項により作成した提出書類と、認可の申請に係る審査又は届出に関する経過措置により、改正前の大学設置基準等に基づいて手続を行う場合の様式や記載事項により作成した提出書類が混在した申請書又は届出書（以下「申請書等」という。）を提出することはできないので、いずれか選択の上で、申請書等を作成すること。また、同一年度において、複数の認可の申請や届出を行う場合も同様であること。
- (3) 用語の解釈については、「大学設置基準等の一部を改正する省令等の公布について（通知）」（令和4年9月30日付け4文科高第963号文部科学省高等教育局長通知）も参照のこと。

【本件担当】

高等教育局高等教育企画課大学設置室  
電話：03-5253-4111(内線 2486)

○文部科学省令第三十三号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四百四十二条の規定に基づき、大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年九月三十日

文部科学大臣 永岡 桂子

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則の一部を改正する省令

大学の設置等の認可の申請及び届出に係る手続等に関する規則（平成十八年文部科学省令第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



改正後	改正前
<p>(大学又は高等専門学校)の設置の認可の申請)</p> <p>第二条 「略」</p> <p>2 3</p> <p>4 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学(以下「専門職大学等」という。)又は専門職学科(大学設置基準第四十二条第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五条に規定する専門職学科をいう。以下同じ。)を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類(専門職学科を設ける大学又は短期大学にあっては、第六号に掲げる書類を除く。)を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>一 四「略」</p> <p>五 連携実務演習等に関する承諾書(別記様式第七号の六)(大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第二十九条第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第二十六条第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等(大学設置基準第四十二条の九第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の七第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九号第一項第三号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六号第一項第三号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。)を修得させる場合に限る。)</p>	<p>(大学又は高等専門学校)の設置の認可の申請)</p> <p>第二条 「同上」</p> <p>2 3 「同上」</p> <p>4 第一項の申請をした者のうち、専門職大学若しくは専門職短期大学(以下「専門職大学等」という。)又は専門職学科(大学設置基準第四十二条の四第一項に規定する専門職学科又は短期大学設置基準(昭和五十年文部省令第二十一号)第三十五条の四に規定する専門職学科をいう。以下同じ。)を設ける大学若しくは短期大学を設置しようとする者は、同項の書類に加え、次に掲げる書類(専門職学科を設ける大学又は短期大学にあっては、第六号に掲げる書類を除く。)を、同項に規定する期間内に文部科学大臣に提出するものとする。</p> <p>一 四「同上」</p> <p>五 連携実務演習等に関する承諾書(別記様式第七号の六)(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書若しくは同条第二項第三号ただし書、専門職大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十三号)第二十九条第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三十四号)第二十六条第一項第四号ただし書若しくは同条第二項第四号ただし書の規定により、卒業の要件として、連携実務演習等(大学設置基準第四十二条の十二第三号ただし書、短期大学設置基準第三十五条の十第一項第三号ただし書、専門職大学設置基準第二十九号第一項第四号ただし書又は専門職短期大学設置基準第二十六号第一項第四号ただし書に規定する連携実務演習等をいう。)を修得させる場合に限る。)</p>

六・七 「略」

5 5 7 「略」

(学部等の設置の認可の申請及び届出)

第三条 「略」

2 2 4 「略」

5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書（別記様式第四号）及び教員就任承諾書（別記様式第五号）を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

6 6 10 「略」

11 第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十一条第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。

書に規定する連携実務演習等をいう。）を修得させる場合に限る。）

六・七 「同上」

5 5 7 「同上」

(学部等の設置の認可の申請及び届出)

第三条 「同上」

2 2 4 「同上」

5 第一項の申請をしようとする者のうち、大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置しようとする者は、第一項の規定にかかわらず、教員個人調書（別記様式第四号）及び教員就任承諾書（別記様式第五号）を提出することを要しないものとし、当該学科を開設する年度の前々年度の三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する年度の前年度の八月一日から同月三十一日まで若しくは三月一日から同月三十一日まで又は当該学科を開設する日の属する年度の八月一日から同月三十一日までの間に文部科学大臣に申請するものとする。

6 6 10 「同上」

11 第九項の届出を行おうとする者のうち、大学設置基準第四十二条の三の二第一項に規定する学部等連係課程実施基本組織、大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十条の二第一項に規定する研究科等連係課程実施基本組織及び短期大学設置基準第三条の二第一項に規定する学科連係課程実施学科（以下この項において「学部等連係課程実施基本組織等」という。）を設置しようとする者は、第九項の規定にかかわらず、届出書（別記様式第一号の二）に第一項に掲げる書類（同項第二号、第七号及び第八号に掲げるものを除く。）を添えて、当該学部等連係課程実施基本組織等を開設

る。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。

12・13 「略」

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
「略」	「略」	「略」
第三条第五項	大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十二条第一項又は専門職短期大学設置基準第五十九条第一項に規定する国際連携学科を設置	大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更

2 「略」

する日の一年前の日から二月前の日までの間に文部科学大臣に届け出るものとする。この場合において、同項第四号中「申請」とあるのは、「届出」とする。12・13 「同上」

（大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出）

第四条 前条第一項、第五項から第九項まで及び第十三項の規定は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更の認可の申請及び届出について準用する。この場合において、次の表の第一欄に掲げる規定中同表の第二欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第三欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第一欄	第二欄	第三欄
「同上」	「同上」	「同上」
第三条第五項	大学設置基準第五十条第一項、短期大学設置基準第四十三条第一項、専門職大学設置基準第六十六条第一項又は専門職短期大学設置基準第六十三条第一項に規定する国際連携学科を設置	大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第三十五条第一項又は専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第三十五条第一項に規定する国際連携専攻を設置又は当該専攻に係る課程を変更

<p>(私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学 科又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び 届出)</p> <p>第七条 「略」</p> <p>2 5 6 「略」</p> <p>7 前二項の規定にかかわらず、同一の大学の学部若しくは大学院の 研究科若しくは短期大学の学科又は高等専門学校学科についての 前三項の届出と第三条第九項、第四条第一項、第四条の二第二項、 第五条又は第六条第二項の届出とを同一の日に行う場合は、前三項 の届出書(別記様式第一号の二)及び前三項の規定により添付する 書類を提出することを要しない。 (認可申請書等)</p> <p>第十五条 この省令の規定による認可申請書(別記様式第一号の一) その他の書類(次項において「認可申請書等」という。)について は、別表のとおりとする。</p> <p>2 「略」</p>	<p>2 「同上」</p> <p>(私立の大学の学部若しくは大学院の研究科若しくは短期大学の学 科又は高等専門学校)の収容定員に係る学則の変更の認可の申請及び 届出)</p> <p>第七条 「同上」</p> <p>2 5 6 「同上」</p> <p>「項を加える。」</p> <p>(提出部数)</p> <p>第十五条 この省令の規定による認可申請書(別記様式第一号の一) その他の書類(次項において「認可申請書等」という。)の提出部 数は、別表のとおりとする。</p> <p>2 「同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附則別記様式を次のように改める。



別記様式第一号の一を次のように改める。

## 〇〇大学設置認可申請書

年 月 日

文 部 科 学 大 臣 殿

申請者の職名及び氏名

このたび、〇〇大学を設置したいので、学校教育法第4条第1項の規定により認可されるよう、別紙書類を添えて申請します。なお、認可の上は、確実に申請に係る計画を履行します。

(注)

- 1 「〇〇大学設置」及び「〇〇大学を設置」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 2 設置者の変更の認可を受けようとする場合には、「申請者の職名及び氏名」の欄は、当該変更に関する地方公共団体、公立大学法人又は学校法人の連名とすること。
- 3 「学校教育法第4条第1項」の部分については、申請の内容に応じ、「学校教育法第4条第1項及び学校教育法施行令第23条第1項」とすること。



別記様式第二号（その一の一）を次のように改める。

基本計画書

基本計画										
事項	記入欄									備考
計画の区分										
フリガナ設置者										
フリガナ大学の名称										
大学本部の位置										
大学の目的										
新設学部等の目的										
新設学部等の概要	新設学部等の名称	修業年限	入学定員	編入学員	取容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地	
	計	年	人	年次人	人			年月 第 年次		
同一設置者内における変更状況(定員の移行、名称の変更等)										
教育課程	新設学部等の名称	開設する授業科目の総数					卒業要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計	単位				
	科目	科目	科目	科目	単位					
学部等の名称	基幹教員					助手	基幹教員以外の教員(助手を除く)			
	教授	准教授	講師	助教	計			人	人	人
新設		人	人	人	人	人	人	人	人	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	大学設置基準別表第一イに定める基幹教員数の四分の三の数 〇〇人
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	小計(a~b)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	計(a~d)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(aに該当する者を除く)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
小計(a~b)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a又はbに該当する者を除く)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの(a、b又はcに該当する者を除く)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
計(a~d)	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
分	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	

既			( )	( )	( )	( )	( )	( )	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	小計（a～b）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
計（a～d）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
設			( )	( )	( )	( )	( )	( )	大学設置基準別表第一に定める 基幹教員数の 四分の三の数 〇〇人
	a. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、主要授業科目を担当するもの	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	b. 基幹教員のうち、専ら当該学部等の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（aに該当する者を除く）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	小計（a～b）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	c. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a又はbに該当する者を除く）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	d. 基幹教員のうち、専ら当該大学の教育研究に従事する者以外の者又は当該大学の教育研究に従事し、かつ専ら当該大学の複数の学部等で教育研究に従事する者であって、年間8単位以上の授業科目を担当するもの（a、b又はcに該当する者を除く）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
計（a～d）	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )		
分	計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
	合計	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	
職 種		専 属			そ の 他			計	
事 務 職 員			人 ( )			人 ( )		人 ( )	
技 術 職 員			( )			( )		( )	
図 書 館 職 員			( )			( )		( )	
そ の 他 の 職 員			( )			( )		( )	
指 導 補 助 者			( )			( )		( )	
計			( )			( )		( )	
校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用			計		
	校 舎 敷 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
	そ の 他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
合 計		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用			計			
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )		
教 室 ・ 教 員 研 究 室		教 室	室	教 員 研 究 室	室	室	室		
図 書 ・ 設 備	新設学部等の名称	図書 〔うち外国書〕	電子図書 〔うち外国書〕	学術雑誌 〔うち外国書〕	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	機械・器具 点	標本 点		
		冊	冊	種	種	( )	( )		
	計	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( )	( )		
スポーツ施設等		スポーツ施設		講 堂		厚生補導施設			
		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>		

経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次		
	経費の見積り	教員1人当り研究費等								
		共同研究費等								
		図書購入費								
		設備購入費								
	学生1人当り納付金	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	第6年次			
	学生納付金以外の維持方法の概要	千円	千円	千円	千円	千円	千円			
既設大学等の状況	大学等の名称									
	学部等の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次人	収容定員 人	学位又は称号	収容定員充足率 倍	開設年度	所在地	
	附属施設の概要									

(注)

- 1 共同学科の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設学部等の目的」、「新設学部等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 「既設分」については、共同学科等に係る数を除いたものとする。
- 4 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室・教員研究室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 6 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 7 空欄には、「—」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第二号（その一の二）を次のように改める。

## 基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄								備考
計画の区分									
フリガナ設置者									
フリガナ大学の名称									
大学の位置									
大学の目的									
新設研究科等の目的									
新設研究科等の概要	新設研究科等の名称	修業年限	入学定員	編入学員定員	収容定員	学位	学位の分野	開設時期及び開設年次	所在地
	計	年	人	年次人	人			年月年次 第 年次	
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更等)									
教育課程	新設研究科等の名称	開設する授業科目の総数				修了要件単位数			
		講義	演習	実験・実習	計				
		科目	科目	科目	科目	単位			
研究科等の名称		専任教員					助手	専任教員以外の教員 (助手を除く)	
		教授	准教授	講師	助教	計			
新設分		人	人	人	人	人	人	人	
		()	()	()	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	()	()	()	
既設分		()	()	()	()	()	()	()	
		()	()	()	()	()	()	()	
	計	()	()	()	()	()	()	()	
合計		()	()	()	()	()	()	()	
職種		専属			その他			計	
事務職員		人			人			人	
		()			()			()	
技術職員		()			()			()	
図書館職員		()			()			()	
その他の職員		()			()			()	
指導補助者		()			()			()	
計		()			()			()	

校 地 等	区 分	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
	校 舎 敷 地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	そ の 他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
	合 計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>			
校 舎		専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用	計			
		m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup> ( m <sup>2</sup> )			
講義室等・新設研究科等 の専任教員研究室		講義室	実験・実習室	演習室	新設研究科等の 専任教員研究室			
		室	室	室	室			
図 書 ・ 設 備	新設研究科等の名称	図書 〔うち外国書〕		学術雑誌 〔うち外国書〕		機械・器具	標本	
		冊	電子図書 〔うち外国書〕	種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕	点	点	
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
		( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( )	( )	
	計	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	
		( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( )	( )	
経 費 の 見 積 り 及 び 維 持 方 法 の 概 要	区 分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
		教員1人当り研究費等		千円	千円	千円	千円	千円
		共同研究費等		千円	千円	千円	千円	千円
		図書購入費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
		設備購入費	千円	千円	千円	千円	千円	千円
	学生1人当り 納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次	
		千円	千円	千円	千円	千円		
学生納付金以外の維持方法の概要								
既 設 大 学 等 の 状 況	大 学 等 の 名 称							
	学 部 等 の 名 称	修業 年限 年	入学 定員 人	編入学 定員 年次 人	収容 定員 人	学位又 は称号	収容定員 充足率 倍	開設 年度
附属施設の概要								

(注)

- 1 共同教育課程の認可の申請及び届出の場合、「計画の区分」、「新設研究科等の目的」、「新設研究科等の概要」、「教育課程」及び「新設分」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 「既設分」については、共同教育課程に係る数を除いたものとする。
- 3 私立の大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「講義室等・新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第二号（その一の二）の次に次の三様式を加える。



### 基本計画書

基本計画書									
事項	記入欄							備考	
計画の区分									
フリガナ設置者									
フリガナ高等専門学校の名称									
高等専門学校の位置									
高等専門学校の目的									
新設学科の目的									
新設学科の概要	新設学科の名称	修業年限 年	入学定員 人	編入学定員 年次人	収容員 人	称号	学科の分野	開設時期及び開設年次 年月第年次	所在地
	計								
同一設置者内における変更状況 (定員の移行, 名称の変更)									
教育課程	新設学科の名称	開設する授業科目の総数					学級数	卒業要件単位数 単位	
		講義	演習	実験・実習	計				
	科目	科目	科目	科目	科目				
新設	学科の名称		基幹教員					助手	基幹教員以外の教員 (助手を除く)
			教授	准教授	講師	助教	計		
		人	人	人	人	人	人	人	
		0	0	0	0	0	0	0	
	うち、一般科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0	
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	
	うち、専門科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	
	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0	
	b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	
	計		0	0	0	0	0	0	
	うち、一般科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0	
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0	
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0	
うち、専門科目担当基幹教員		0	0	0	0	0	0		
a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者		0	0	0	0	0	0		
b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）		0	0	0	0	0	0		
計		0	0	0	0	0	0		

高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人

高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数〇〇人

既 設		0	0	0	0	0	0	0	高等専門学校設置基準第6条第9項に定める専ら当該高等専門学校の教育に従事する基幹教員の数 〇〇人		
	うち、一般科目担当基幹教員	0	0	0	0	0	/	/			
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0					
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）	0	0	0	0	0					
	うち、専門科目担当基幹教員	0	0	0	0	0					
	a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0					
	b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）	0	0	0	0	0					
		0	0	0	0	0				0	0
	うち、一般科目担当基幹教員	0	0	0	0	0				/	/
	a. 一般科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0					
	b. 一般科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）	0	0	0	0	0					
	うち、専門科目担当基幹教員	0	0	0	0	0					
a. 専門科目担当基幹教員のうち、専ら当該高等専門学校の教育に従事する者	0	0	0	0	0						
b. 専門科目担当基幹教員のうち、年間8単位以上の授業科目を担当する者（aに該当する者を除く。）	0	0	0	0	0						
計	0	0	0	0	0	0	0				
合 計	0	0	0	0	0	0	0				
職 種	専 属		そ の 他			計					
事 務 職 員	人 0		人 0			人 0					
技 術 職 員	0		0			0					
図 書 館 職 員	0		0			0					
そ の 他 の 職 員	0		0			0					
指 導 補 助 者	0		0			0					
計	0		0			0					

校地等	区分	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計				
	校舎敷地	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	その他	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
	合計	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>				
校舎	専用	共用	共用する他の学校等の専用	計					
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )					
教室	室								
図書・設備	新設学科の名称	図書 〔うち外国書〕冊	電子図書 〔うち外国書〕冊	学術雑誌 〔うち外国書〕種	電子ジャーナル 〔うち外国書〕種	機械・器具 点	標本 点		
		[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	( )	( )		
		( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( )	( )		
	計	[ ]	[ ]	[ ]	[ ]	( )	( )		
	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( [ ] )	( )	( )			
スポーツ施設等	スポーツ施設		講堂	厚生補導施設					
	m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>					
経費の見積り及び維持方法の概要	区分	開設前年度	第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
		教員1人当り研究費等							
	共同研究費等								
	図書購入費								
	設備購入費								
	学生1人当り納付金		第1年次	第2年次	第3年次	第4年次	第5年次		
	学生納付金以外の維持方法の概要		千円	千円	千円	千円	千円		
既設大学の状況	大学の名称	修業年限	入学定員	編入学員	取容定員	学位又は称号	取容定員充足率	開設年度	所在地
	学部等の名称	年	人	年次人	人		倍		
附属施設の概要									

(注)

- 1 私立の高等専門学校の取容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「図書・設備」及び「スポーツ施設等」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 2 高等専門学校の廃止の認可の申請又は届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「校舎」、「教室」、「図書・設備」、「スポーツ施設等」及び「経費の見積り及び維持方法の概要」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 3 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 4 空欄には、「－」又は「該当なし」と記入すること。

### 基本計画書（共同学科）

事項	記入欄																								
計画の区分																									
構成大学の設置者																									
構成大学の名称																									
構成大学の本部の位置																									
共同学科の名称																									
共同学科の目的																									
共同学科の概要	入学定員	編入学定員	収容定員		入学定員	編入学定員	収容定員		入学定員	編入学定員	収容定員		修業年限	入学定員(合計)	編入学定員(合計)	収容定員(合計)									
学位																									
学位の分野																									
開設時期及び開設年次																									
教育課程 <small>（各構成大学が開設する授業科目数）</small>	講	義	演	習	実験・実習	計	講	義	演	習	実験・実習	計	講	義	演	習	実験・実習	計	講	義	演	習	実験・実習	計	
	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	
	基幹教員					助手	基幹教員					助手	基幹教員					助手	基幹教員(合計)					助手(合計)	
	教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人						大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人						大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人						大学設置基準別表第一に定める基幹教員数の四分の三の数 ○○人							
職務種	専	属	そ	の	他	計	専	属	そ	の	他	計	専	属	そ	の	他	計	専	属	そ	の	他	計	
事務職員		人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人	
技術職員	0			0	人	人	0			0	人	人	0			0	人	人	0			0	人	人	
図書館職員		人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人	
その他の職員	0			0	人	人	0			0	人	人	0			0	人	人	0			0	人	人	
指導補助者		人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人	
計	0	人		0	人	人	0	人		0	人	人	0	人		0	人	人	0	人		0	人	人	



既設学部等の状況	大 学 等 の 名 称							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	取 容 定 員	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
		年	人	年次 人	人			
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
既設学部等の状況	大 学 等 の 名 称							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	取 容 定 員	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
		年	人	年次 人	人			
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	
既設学部等の状況	大 学 等 の 名 称							
	学 部 等 の 名 称	修業年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	取 容 定 員	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
		年	人	年次 人	人			
校 舎	専 用	共 用	共用する他の 学校等の専用		計			
	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	( m <sup>2</sup> )	

(注)

- 1 共同学科を設置する場合、別記様式第2号(その1の1)に加え、この書類を作成すること。
- 2 「新設分」及び「既設分」の備考の「大学設置基準別表第一イ」については、専門職大学にあつては「専門職大学設置基準別表第一イ」、短期大学にあつては「短期大学設置基準別表第一イ」、専門職短期大学にあつては「専門職短期大学設置基準別表第一イ」にそれぞれ読み替えて作成すること。
- 3 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の届出を行おうとする場合は、「教育課程」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 大学等の廃止の認可の申請を行おうとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「教室」、「教員研究室」、「図書・設備」、「経費の見積もり及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 6 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

基本計画書（共同教育課程）

事項		記入欄																										
計画の区分																												
構成大学の設置者																												
構成大学の名称																												
構成大学の本部の位置																												
共同教育課程の名称																												
共同教育課程の目的																												
共同教育課程の概要		入学定員	編入学定員	収容定員		入学定員	編入学定員	収容定員		入学定員	編入学定員	収容定員		修業年限	入学定員(合計)	編入学定員(合計)	収容定員(合計)											
学位																												
学位の分野																												
開設時期及び開設年次																												
教育課程 (各構成大学が開設する授業科目数)		講	義	演	習	実験・実習	計	講	義	演	習	実験・実習	計	講	義	演	習	実験・実習	計	講	義	演	習	実験・実習	計			
		科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目	科目			
		専任教員					助手 専任教員以外の教員(助手を除く)	専任教員					助手 専任教員以外の教員(助手を除く)	専任教員					助手 専任教員以外の教員(助手を除く)	専任教員(合計)					助手(合計)	専任教員以外の教員(助手を除く)(合計)		
		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計				
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
		研究指導教員等					その他の教員	研究指導教員等					その他の教員	研究指導教員等					その他の教員	研究指導教員等(合計)					その他の教員(合計)			
		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計		教授	准教授	講師	助教	計				
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
		( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
職種		専	属	そ	の	他	計	専	属	そ	の	他	計	専	属	そ	の	他	計									
事務職員			人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人									
技術職員			人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人									
図書館職員			人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人									
その他の職員			人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人									
指導補助者			人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人									
計			人		人	人	人		人		人	人	人		人		人	人	人									
			0		0	0	0		0		0	0	0		0		0	0	0									





既設研究科等の状況	大 学 等 の 名 称							
	研 究 科 等 の 名 称	修業年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
		年	人	年次人	人			
校 舎	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
既設研究科等の状況	大 学 等 の 名 称							
	研 究 科 等 の 名 称	修業年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
		年	人	年次人	人			
校 舎	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	
既設研究科等の状況	大 学 等 の 名 称							
	研 究 科 等 の 名 称	修業年限	入 学 定 員	編 入 学 定 員	収 容 定 員	学 位 又 は 称 号	開 設 年 度	所 在 地
		年	人	年次人	人			
校 舎	専 用	共 用		共用する他の学校等の専用		計		
	( m <sup>2</sup> )	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>	

(注)

- 1 共同教育課程を設置する場合、別記様式第2号(その1の2)に加え、この書類を作成すること。
- 2 大学院の研究科の収容定員に係る学則の変更の届出を行うとする場合は、「教育課程」、「講義室等」、「新設研究科等の専任教員研究室」及び「図書・設備」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 3 大学等の廃止の認可の申請を行うとする場合は、「教育課程」、「校地等」、「講義室等」、「新設研究科等の専任教員研究室」、「図書・設備」、「経費の見積もり及び維持方法の概要」及び「校舎」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 4 「教育課程」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
- 5 空欄には、「-」又は「該当なし」と記入すること。

別記様式第二号（その二の一）から別記様式第三号（その二の二）までを次のように改める。

教 育 課 程 等 の 概 要															
(〇〇学部〇〇学科等)															
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
				必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
〇〇科目															
	小計（科目）	—	—												
△△科目															
	小計（科目）	—	—												
□□科目															
	小計（科目）	—	—												
△△科目															
	小計（科目）	—	—												
合計（科目）		—	—												
学位又は称号			学位又は学科の分野												
卒業・修了要件及び履修方法									授業期間等						
									1学年の学期区分			期			
									1学期の授業期間			週			
									1時限の授業の標準時間			分			

- (注)
- 学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行うおとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等若しくは高等専門学校等の学科（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
  - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行うおとする場合は、この書類を作成する必要はない。
  - 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
  - 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「〇」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
  - 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
  - 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
  - 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「〇」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
  - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
  - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
  - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
    - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
    - 「学位又は称号」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
    - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。
  - 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

教育課程等の概要（共同学科等）																
（共同〇〇学部〇〇学科等）																
科目区分	授業科目の名称	配当年次	主要授業科目	開設大学	単位数			授業形態			基幹教員等の配置					備考
					必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	教授	准教授	講師	助教	助手	
〇〇科目																
	小計（科目）	—	—													
△△科目																
	小計（科目）	—	—													
□□科目																
	小計（科目）	—	—													
△△科目																
	小計（科目）	—	—													
合計（科目）		—	—													
学位					学位の分野											
卒業・修了要件及び履修方法					開設大学	開設単位数（必修）			授業期間等							
									1学年の学期区分		期					
									1学期の授業期間		週					
									1時限の授業の標準時間		分					

- （注）
- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。
  - 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号（その2の1）の例により、構成大学別のものを作成すること。
  - 3 学部等、研究科等の設置又は大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科における通信教育の開設の届出を行おうとする場合には、授与する学位の種類及び分野又は学科の分野が同じ学部等、研究科等（学位の種類及び分野の変更等に関する基準（平成十五年文部科学省告示第三十九号）別表第一備考又は別表第二備考に係るものを含む。）についても作成すること。
  - 4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の取容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
  - 5 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
  - 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「〇」を記入すること。
  - 7 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
  - 8 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
  - 9 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「〇」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
  - 10 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
  - 11 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員以外の教員（助手を除く）」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合は、「専任教員以外の教員（助手を除く）」と読み替えること。
  - 12 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
    - （1）各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
    - （2）「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
    - （3）「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

教育課程等の概要（国際連携学科等）

(〇〇学部 国際連携〇〇学科)																						
科目区分	授業科目の名称	共同開設科目	配当年度	主要授業科目	開設大学	単位数			授業形態			基幹教員等の配置										備考
						必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習	申請大学					連携外国大学					
												教授	准教授	講師	助教	助手	小計	教授に相当する教員	准教授に相当する教員	講師に相当する教員	助教に相当する教員	
〇〇科目	小計（科目）		-	-																		
△△科目	小計（科目）		-	-																		
□□科目	小計（科目）		-	-																		
△△科目	小計（科目）		-	-																		
合計（科目）			-	-																		
学位						学位の分野																
卒業・修了要件及び履修方法						開設大学等					開設単位数（必修）					授業期間等						
											1学年の学期区分					期						
											1学期の授業期間					週						
						共同開設科目					1時限の授業の標準時間					分						

- (注)
- 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その2の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
  - 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
  - 開設する授業科目に応じて、適宜科目区分の枠を設けること。
  - 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「〇」を記入すること。
  - 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
  - 「授業形態」の欄の「実験・実習」には、実技も含むこと。
  - 「授業形態」の欄は、各授業科目について、該当する授業形態の欄に「〇」を記入すること。ただし、専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目のうち、臨地実務実習については「実験・実習」の欄に「臨」の文字を、連携実務演習等については「演習」又は「実験・実習」の欄に「連」の文字を記入すること。
  - 「基幹教員等の配置」欄の「基幹教員等」は、大学院の研究科若しくは研究科の専攻の場合は、「専任教員等」と読み替えること。
  - 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学若しくは専門職大学の学部等を設置する場合又は前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、次により記入すること。
    - 各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」に加え、前期課程に係る科目数、「単位数」及び「基幹教員等の配置」を併記すること。
    - 「学位」の欄には、当該専門職大学を卒業した者に授与する学位に加え、当該専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位を併記すること。
    - 「卒業・修了要件及び履修方法」の欄には、当該専門職大学の卒業要件及び履修方法に加え、前期課程の修了要件及び履修方法を併記すること。

専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学における実験、実習又は実技による授業科目並びにこれに代替する演習による授業科目一覧

（〇〇学部〇〇学科等）

科目区分	授業科目の名称	主要授業科目	単位数			授業形態 [臨/連]	臨地実務実習に代えて連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）を修得させる事由及び見込まれる教育効果
			必修	選択	自由		
実験、実習又は実技による授業科目	基礎科目						
	職業専門科目						
	展開科目						
	総合科目						
	小計（科目）						
	うち卒業・修了に必要な実習等単位数		-	-			
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数				-			
演習による実習等代替授業科目	基礎科目						実験、実習又は実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果
	職業専門科目						
	展開科目						
	総合科目						
	小計（科目）						
	うち卒業・修了に必要な演習代替単位数		-	-			
うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数				-			
合計（科目）							
うち卒業・修了に必要な実習等又は演習単位数		-	-				
うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数				-			

（注）

- 1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合は、別記様式第2号（その2の1）、（その2の2）又は（その2の3）に加え、この書類を作成すること。
- 2 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「〇」を記入すること。
- 3 「単位数」の欄は、各授業科目について、「必修」、「選択」、「自由」のうち、該当する履修区分に単位数を記入すること。
- 4 「授業形態」欄には、実験、実習、実技又は演習の別を記入するとともに、臨地実務実習による授業科目にあっては「[臨]」の括弧書きを、連携実務演習等による授業科目にあっては「[連]」の括弧書きを追記すること。
- 5 「小計」の欄の「うち卒業・修了に必要な実習等単位数」には、実験、実習又は実技による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な臨地実務実習等単位数」には臨地実務実習又は連携実務演習等（実験、実習又は実技によるものに限る。）に係る単位数を、「うち卒業・修了に必要な演習代替単位数」には演習による授業科目の単位数を、「うち卒業・修了に必要な連携実務演習等単位数」には連携実務演習等（演習によるものに限る。）に係る単位数を記入すること。
- 6 「実験、実習及び実技に代えて演習による授業科目を修得させる事由及び見込まれる教育効果」の欄には、臨地実務実習に代えて連携実務演習等（演習によるものに限る。）を修得させる場合のやむを得ない事由についても記入すること。
- 7 卒業・修了に必要な単位のうちに、基礎科目、職業専門科目、展開科目又は総合科目以外の授業科目であって、実験、実習若しくは実技又は演習によるものに係る単位を含める場合には、科目区分の枠を追加して記入すること。
- 8 課程を前期課程及び後期課程に区分する専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、各科目区分における「小計」の欄及び「合計」の欄には、当該専門職大学の全課程に係る科目数及び「単位数」に加え、前期課程に係る科目数及び「単位数」を併記すること。

授 業 科 目 の 概 要					
(〇〇学部〇〇学科等)					
科目 区分	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容		備考

(注)

- 1 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 2 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 3 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科若しくは高等専門学校の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 4 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。なお、高等専門学校の学科を設置する場合は、「主要授業科目」の欄に記入せず、斜線を引くこと。
- 5 高等専門学校の学科を設置する場合は、高等専門学校設置基準第17条第4項の規定により計算することのできる授業科目については、備考欄に「☆」を記入すること。

授業科目の概要（共同学科等）						
（共同〇〇学部〇〇学科等）						
科目 区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考	

（注）

- 1 共同学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、この書類を作成すること。
- 2 共同学科等を設置する場合は、この書類に加え、別記様式第2号（その3の1）の例により、構成大学別のものを作成すること。
- 3 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 4 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 5 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 6 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。



授業科目の概要（国際連携学科等）					
（〇〇学部 国際連携〇〇学科）					
科目区分	開設大学	授業科目の名称	主要授業科目	講義等の内容	備考

（注）

- 1 国際連携学科等を設置する場合は、別記様式第2号（その3の1）に代えて、この書類を作成すること。加えて、国際連携学科等を設置する大学、国内連携大学及び連携外国大学別にこの書類を作成すること。共同開設科目については、当該科目の単位を修得した場合に、単位を修得したとする大学の書類に含めること。
- 2 開設する授業科目の数に応じ、適宜枠の数を増やして記入すること。
- 3 専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の授業科目であって同時に授業を行う学生数が40人を超えることを想定するものについては、その旨及び当該想定する学生数を「備考」の欄に記入すること。
- 4 私立の大学の学部若しくは大学院の研究科又は短期大学の学科に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合、大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合又は大学等の廃止の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 5 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要な授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。

教 員 名 簿

学 長 又 は 校 長 の 氏 名 等						
調書 番号	役職名	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	年齢	保有 学位等	月額基本給 (千円)	現 職 (就任年月)

教 員 の 氏 名 等																			
(〇〇学部〇〇学科等)																			
調査 番号	教員 区分	職位	フリガナ	年齢	保有 学位等	月額 基本給 (千円)	担当授業科目 の名称	主要授 業科目	配 年	担 当 単 位 数	年 開 講	間 数	現 職 (就任年 月)	教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況				申請に係る大学等の職務に従 事 週 当 たり 平 均 日 数	申請に係る学部等以外 の組織（他の大学等に 置かれる学部等を含 む）での基幹教員とし ての勤務状況
			氏名 <就任(予定)年月>											教授会	教務委員会	その他	「その他」の場合、会議等の名称		

(注)

- 1 教員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 2 私立の大学の学部又は短期大学の学科の収容定員に係る学則の変更の認可を受けようとする場合若しくは届出を行おうとする場合又は大学等の設置者の変更の認可を受けようとする場合は、この書類を作成する必要はない。
- 3 「主要授業科目」の欄は、授業科目が主要授業科目に該当する場合、欄に「○」を記入すること。
- 4 「教育課程の編成等の意思決定に係る会議等への参画状況」の欄は、教育課程の編成等についての意思決定を行う会議体で所属予定の会議体がある場合、欄に「○」を記入すること。
- 5 「申請に係る大学等の職務に従事する週当たりの平均日数」及び「申請に係る学部等以外の組織（他の大学等に置かれる学部等を含む）での基幹教員としての勤務状況」の欄は、基幹教員のみ記載すること。
- 6 「申請に係る学部等以外の組織（他の大学等に置かれる学部等を含む）での基幹教員としての勤務状況」の欄は、申請に係る学部等以外の組織（他の大学等に置かれる学部等を含む）で基幹教員として勤務している場合、その大学及び学部等の名称及びそれらの学部等での教員区分を記載すること。



別記様式第三号（その二の二）の次に次の三様式を加える。









別記様式第三号（その三の一）から別記様式第五号までを次のように改める。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
准 教 授	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
講 師	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
助 教	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	
合 計	博 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	修 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	学 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	短 期 大 士	人	人	人	人	人	人	人	人	
	そ の 他	人	人	人	人	人	人	人	人	

（注）

- 1 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 2 この書類は、基幹教員についてのみ作成すること。
- 3 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 4 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 5 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

基幹教員の年齢構成・学位保有状況 （専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の実務の経験等を有する基幹教員）										
職 位	学 位	29歳以下	30～39歳	40～49歳	50～59歳	60～64歳	65～69歳	70歳以上	合 計	備 考
教 授	博 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	修 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	学 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	短期大士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	その他	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
准教授	博 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	修 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	学 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	短期大士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	その他	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
講 師	博 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	修 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	学 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	短期大士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	その他	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
助 教	博 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	修 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	学 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	短期大士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	その他	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
合 計	博 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	修 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	学 士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	短期大士	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	
	その他	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	人 ( )	

(注)

- 1 専門職大学等、専門職大学等の学部等、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し、若しくは変更する場合は、別記様式第3号（その3の1）に加え、この書類を作成すること。
- 2 この書類は、申請又は届出に係る学部等ごとに作成すること。
- 3 この書類は、専門職大学設置基準第35条第1項、専門職短期大学設置基準第32条第1項、大学設置基準第42条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。
- 4 それぞれの年齢区分ごとに、別記様式第3号（その3の1）に記入した基幹教員の数の内数として、実務の経験等を有する基幹教員の数を記入するとともに、実務の経験等を有する基幹教員のうち専門職大学設置基準第35条第2項、専門職短期大学設置基準第32条第2項、大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者の数を括弧書きで記入すること。
- 5 この書類は、申請又は届出に係る学部等の開設後、当該学部等の修業年限に相当する期間が満了する年度における状況を記載すること。
- 6 「基幹教員の年齢構成・学位保有状況」欄の「基幹教員」は、大学院の研究科又は研究科の専攻の場合、「専任教員」と読み替えること。
- 7 専門職大学院若しくは専門職大学の前期課程を修了した者又は専門職大学又は専門職短期大学を卒業した者に対し授与された学位については、「その他」の欄にその数を記載し、「備考」の欄に、具体的な学位名称を付記すること。

実務の経験等を有する基幹教員一覧

(〇〇学部〇〇学科等)

番号	調書番号	実務家区分	教員区分	職位	フリガナ 氏名 <就任(予定)年月>	実務経験 の年月数	実務経験の概要		大学等における教員歴, 保有学位又は 企業等における研究上の業績の概要
							期間	勤務先・役職名・ 主な職務内容等	
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			
						年 月			

実務の経験等を有する基幹教員数	人
うち「実(研)」の人数	人

- (注)
- この書類は, 専門職大学等, 専門職大学等の学部等, 専門職学科を設ける大学若しくは短期大学, 専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し, 若しくは変更する場合に作成すること。
  - この書類は, 専門職大学設置基準第35条第1項, 専門職短期大学設置基準第32条第1項, 大学設置基準第42条の3第1項又は短期大学設置基準第35条の8第1項に規定する実務の経験等を有する基幹教員についてのみ作成すること。
  - 「番号」の欄には, 通し番号を記入すること。
  - 「実務家区分」の欄には, 実務の経験等を有する基幹教員のうち, 専門職大学設置基準第35条第2項, 専門職短期大学設置基準第32条第2項, 大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者については「実(研)」の文字を記入すること。
  - 「大学等における教員歴, 保有学位又は企業等における研究上の業績の概要」の欄は, 実務の経験等を有する基幹教員のうち, 専門職大学設置基準第35条第2項, 専門職短期大学設置基準第32条第2項, 大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者について記入し, これに該当しない者については斜線を引くこと。
  - 「実務の経験等を有する基幹教員数」の欄の「うち「実(研)」の人数」は, 実務の経験等を有する基幹教員のうち, 専門職大学設置基準第35条第2項, 専門職短期大学設置基準第32条第2項, 大学設置基準第42条の3第2項又は短期大学設置基準第35条の8第2項に規定する者の人数を記入すること。
  - 実務の経験等を有する基幹教員の数に応じ, 適宜枠を増やして記入すること。

## 教 員 個 人 調 書

履 歴 書					
フリガナ		性別		生年月日（年齢）	年 月 日（満 歳）
氏 名					
国 籍		現住所			
月額基本給	千円				
学 歴					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
職 歴					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
学 会 及 び 社 会 に お け る 活 動 等					
現在所属している学会					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
賞 罰					
年 月	事 項				
年 月					
年 月					
年 月					
現 在 の 職 務 の 状 況					
勤 務 先	職 名	学部等又は所属部局の名称		勤務状況	
開 設 後 の 職 務 の 状 況					
勤 務 先	職 名	学部等又は所属部局の名称		勤務状況	
年 月 日					上記のとおり相違ありません。
					氏名

（注）

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び基幹教員（大学院にあっては専任教員）について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「国籍」の欄は、当該学長等が外国籍である場合にのみ、その国名を記入すること。

<b>教 育 研 究 業 績 書</b>				
年 月 日				
氏名				
研 究 分 野		研 究 内 容 の キ ー ワ ー ド		
教 育 上 の 能 力 に 関 する 事 項				
事 項		年 月 日	概 要	
1 教育方法の実践例				
2 作成した教科書、教材				
3 教育上の能力に関する大学等の評価				
4 実務の経験を有する者についての特記事項				
5 その他				
職 務 上 の 実 績 に 関 する 事 項				
事 項		年 月 日	概 要	
1 資格、免許				
2 特許等				
3 実務の経験を有する者についての特記事項				
4 その他				
研 究 業 績 等 に 関 する 事 項				
著書、学術論文等の名称	単著・ 共著の別	発行又は 発表の年月	発行所、発表雑誌等 又は発表学会等の名称	概 要
(著書)				
1				
2				
3				
:				
(学術論文)				
1				
2				
3				
:				
(その他)				
1				
2				
3				
:				

（注）

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあっては校長）及び基幹教員（大学院にあっては専任教員）について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「研究業績等に関する事項」には、書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

教育・実務業績書（専門職大学等又は専門職学科を設ける大学若しくは短期大学の教員）		
		年 月 日
氏名		
職 業 分 野	職 務 内 容 の キ ー ワ ー ド	
教 育 上 の 能 力 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 教育方法の実践例		
2 作成した教科書, 教材		
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4 その他		
実 務 上 の 実 績 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	
1 資格, 免許		
2 職務の経歴及び職務上の業績		
3 当該分野の実務業績に対する産業界等の評価		
4 その他		
研 究 業 績 等 に 関 す る 事 項		
事項	年月日	概 要
1 著書, 論文, その他の成果発表		
2 特許等		
3 その他		

(注)

- 1 専門職大学等, 専門職大学等の学部等, 専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は, 2に掲げる教員について, 別記様式第4号(その2の1)に代えて, この書類を作成すること。
- 2 この書類は, 次の(1)から(3)までの教員について, 作成すること。
  - (1) 専門職大学設置基準第38条第5号若しくは第6号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第39条第1号, 第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。), 専門職短期大学設置基準第35条第4号若しくは第7号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第36条第1号, 第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。), 大学設置基準第13条第5号若しくは第6号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第14条第1号, 第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。)又は短期大学設置基準第23条第4号若しくは第7号に該当すること(これらの号に該当することにより同令第24条第1号, 第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。)により, 教授, 准教授, 講師又は助教になろうとする者。
  - (2) 専門職大学設置基準第39条第5号に該当すること(同号に該当することにより同令第40条第1号又は第41条第1号に該当することを含む。), 専門職短期大学設置基準第36条第4号に該当すること(同号に該当することにより同令第37条第1号又は第38条第1号に該当することを含む。), 大学設置基準第14条第5号に該当すること(同号に該当することにより同令第15条第1号又は第16条第1号に該当することを含む。)又は短期大学設置基準第24条第4号に該当すること(同号に該当することにより同令第25条第1号又は第25条の2第1号に該当することを含む。)により, 准教授, 講師又は助教になろうとする者。
  - (3) 専門職大学設置基準第41条第3号, 専門職短期大学設置基準第38条第3号, 大学設置基準第16条第3号又は短期大学設置基準第25条の2第3号に該当することにより, 助教になろうとする者。
- 3 「研究業績等に関する事項」の欄の「1 著書, 論文, その他の成果発表」には, 書類の作成時において未発表のものを記入しないこと。

## 教 員 就 任 承 諾 書

年 月 日

(申請者名) 殿

氏名

私は、〇〇大学の設置の認可の上は、〇〇学部〇〇学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任し、下記の科目を担当することを承諾します。

なお、他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することはなく、上記として就任することには問題ございません。

### 記

- ・ (授業科目名)
- ・
- ・
- ・
- ・

### (注)

- 1 この書類は、学長（高等専門学校にあつては校長）及び教員について作成すること。
- 2 医科大学又は医学若しくは歯学に関する学部若しくは学部の学科の設置の認可を受けようとする場合、附属病院の長についてもこの書類を作成すること。
- 3 「〇〇大学の設置」及び「〇〇学部〇〇学科」の部分については、認可の申請の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 4 「〇〇学部〇〇学科の基幹教員のうち、専ら当該大学等の教育研究に従事し、〇〇学部〇〇学科の主要授業科目を担当する者」及び、「就任し、下記の科目を担当する」及び「他大学では、当該大学の教育研究に専ら従事する者として勤務することはなく」の部分については、役職、授業科目の担当の有無等に応じ、適切に表記を変更すること。



別記様式第七号の二及び別記様式第七号の三を次のように改める。

## 教育課程連携協議会構成員名簿

## 〇〇専門職大学等

番号	構成員区分	関係する学部等 又は研究科等	氏名	年齢	現所属及び役職名	当該専門職大学等の課程に係る職業に 関する主な経歴

(注)

- 1 一の大学に複数の教育課程連携協議会を設ける場合には、それぞれの教育課程連携協議会ごとに作成すること。
- 2 教育課程連携協議会の構成員の数に応じ、適宜枠を増やして記入すること。
- 3 「番号」の欄には、通し番号を記入すること。
- 4 「構成員区分」の欄には、大学設置基準第42条の5第2項各号、短期大学設置基準第35条の4第2項各号、専門職大学設置基準第10条第2項各号、専門職短期大学設置基準第7条第2項各号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項各号に規定する教育課程連携協議会の構成員の区分を記入すること。
- 5 「関係する学部等又は研究科等」の欄は、当該構成員が特定の学部等又は研究科等と連携するものである場合に、当該学部等又は研究科等の名称を記入すること。
- 6 「当該専門職大学等の課程に係る職業に関する主な経歴」の欄は、当該構成員が当該専門職大学等の課程に係る職業における実務の経験を有する場合に記入すること。ただし、大学設置基準第42条の5第2項第2号及び第4号、短期大学設置基準第35条の4第2項第2号及び第4号、専門職大学設置基準第10条第2項第2号及び第4号、専門職短期大学設置基準第7条第2項第2号及び第4号又は専門職大学院設置基準第6条の2第2項第2号に規定する構成員については、必ず記入すること。

## 教育課程連携協議会構成員就任承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

氏名

私は、〇〇専門職大学の設置の認可の上は、〇〇専門職大学の教育課程連携協議会の構成員として、〇〇年〇〇月〇〇日から就任することを承諾します。

(注)

- 1 「〇〇専門職大学」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第七号の五及び別記様式第七号の六を次のように改める。

## 臨地実務実習施設使用承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

開設者又は管理者の職名及び氏名

〇〇専門職大学〇〇学部等の臨地実務実習施設として、〇〇年度より(臨地実務実習施設名)を使用することを承諾します。

(注)

- 1 この書類は、使用する臨地実務実習施設の全てについて作成すること。ただし、同一の開設者又は管理者が二以上の臨地実務実習施設を開設又は管理する場合には、当該二以上の臨地実務実習施設について一の承諾書を作成すれば足りるものとする。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。
- 3 「(臨地実務実習施設名)」の部分は、使用を承諾する臨地実務実習施設の名称を記入すること。なお、1のただし書に掲げる方法により承諾書を作成する場合には、二以上の臨地実務実習施設の名称を列記すること。

## 連携実務演習等に関する承諾書

年 月 日

(申請・届出者名) 殿

事業者名

〇〇専門職大学〇〇学部等の連携実務演習等の連携先事業者として、〇〇年度より下記の授業科目の実施に関し、連携・協力することを承諾します。

記

・ (授業科目名)

(注)

- 1 この書類は、臨地実務実習に代えて連携実務演習等を開設する場合に、その連携先事業者について作成すること。
- 2 「〇〇専門職大学〇〇学部等」の部分は、認可の申請又は届出の内容に応じ、適切に表記を変更すること。

別記様式第八号を次のように改める。

### 通信教育実施方法説明書

(〇〇学部〇〇学科等)

通信教育を開設する学部等の計画					備考
主たる授業の方法	印刷教材	放送	メディア利用	面接	
開設する授業科目の合計単位数					
うち卒業又は修了に必要な単位数					
職 種		通信教育の課程を専ら担当	通学の課程を併せて担当	計	
基 幹 教 員		人 ( )	人 ( )	人 ( )	
基 幹 教 員 以 外 の 教 員		( )	( )	( )	
計		( )	( )	( )	
職 種		専属	その他	計	
事 務 職 員		人 ( )	人 ( )	人 ( )	
技 術 職 員		( )	( )	( )	
図 書 館 職 員		( )	( )	( )	
そ の 他 の 職 員		( )	( )	( )	
指 導 補 助 者		( )	( )	( )	
計		( )	( )	( )	
指導補助者の名称、役割、採用条件及び研修の方法					



通 信 教 育 の 実 施 方 法					備考
印刷 教材授業の 実施計画	利用する教材の特色				
	学修過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
放送 授業の 実施計画	利用する技術の特色				
	学修過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
メディア 利用授業の 実施計画	利用する技術の特色				
	同時双方向性の確保				
	学修過程の管理方法				
	試験の実施方法等				
面接 授業の 実施計画	実施期間	実施施設の名称及び所在地		授業科目の名称	
	実施施設の名称	室の区分	室数	総面積	収容人員
				m <sup>2</sup>	人

別表を次のように改める。

別表

認可の申請又は届出の区分	提出期限	大学又は高等専門学校等の設置 (第2条)	学部等の設置 (第3条)、高等専門学校の学科の設置 (第3条) 大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更 (第4条)		専門職大学の課程の設置及び変更 (第4条の2)		大学における通信教育の開設 (第5条)		私立の大学又は高等専門学校の収容定員に係る学則の変更 (第6条)		大学等の設置者の変更 (第7条)		大学等の廃止 (第8条)	
		認可を受けようとする場合	認可を受けようとする場合	うち国際連携学科等の設置等	届出を行おうとする場合	うち国際連携学科又は国際連携専攻に係る課程の変更	認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合	認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合	認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合	認可を受けようとする場合	届出を行おうとする場合
認可申請書 届出書	(様式第1号の1) (様式第1号の2)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
基本計画書	(様式第2号 (その1の1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	(様式第2号 (その1の2))	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※13	※13	※13
	(様式第2号 (その1の3))	※2	※2		※2							※2	※2	※2
	(様式第2号 (その1の4))	※3	※3		※3							※3	※3	※3
	(様式第2号 (その1の5))	※4	※4		※4							※4	※4	※4
	(様式第2号 (その2の1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	(様式第2号 (その2の2))	※3	※3※4		※3※4									
	(様式第2号 (その2の3))	※5		○		○	※5	※5						
	(様式第2号 (その2の4))	※6	※6	※6	※6	※6	○	○			※6	※6	※6	※6
	(様式第2号 (その3の1))	○	○		○		○	○	○	○				
(様式第2号 (その3の2))	※3	※3		※3		※3	※3	※3	※3					
(様式第2号 (その3の3))	※5		○		○	※5	※5							
校地校舎等の図面		○	○	○	○	○		○	○	○	○	○		
学則		○												
学則 (変更事項を記載した書類及び新旧の比較対照表を含む。)			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
意思の決定を証する書類		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
大学の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類		○												
学部等の設置の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類			○	○	○									
前期課程及び後期課程の設置の趣旨等を記載した書類							○	○						
大学における通信教育の開設の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類								○	○					
変更の事由及び時期を記載した書類											○			
学則の変更の趣旨及び学生の確保の見通し等を記載した書類										○	○			
廃止の事由及び時期並びに学生の措置方法を記載した書類												○	○	
教員名簿	(様式第3号 (その1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(様式第3号 (その2の1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(様式第3号 (その2の2))	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1	※1			
	(様式第3号 (その2の3))	※2	※2		※2									
	(様式第3号 (その2の4))	※3	※3		※3		※3	※3	※3	※3				
	(様式第3号 (その2の5))	※4	※4		※4		※4	※4	※4	※4				
	(様式第3号 (その3の1))	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	(様式第3号 (その3の2))	※6	※6	※6	※6	※6	○	○	※6	※6				
(様式第3号 (その4))	※6	※6	※6	※6	※6	○	○	※6	※6					
教員個人調書	(様式第4号 (その1))	○	○	○					○					
	(様式第4号 (その2の1))	○	○	○					○					
	(様式第4号 (その2の2))	※7	※7	※7					※7					
教員就任承諾書	(様式第5号)	○	○	○				○						
附属病院所在地域の概況説明書	(様式第6号)	※8	※8	※8										
附属病院の医師、歯科医師、看護師等の配置計画書	(様式第7号)	※8	※8	※8										
関連教育病院の概要等を記載した書類		※8	※8	※8		※8								
薬学実務実習施設概要書類		※9	※9	※9	※9	※9								
教育課程連携協議会構成員名簿	(様式第7号の2)	※10	※10	※10	※10	※10								
教育課程連携協議会構成員就任承諾書	(様式第7号の3)	※10	※10	※10	※10	※10								
臨地実務実習施設の確保状況説明書	(様式第7号の4)	※6	※6	※6	※6	※6								
臨地実務実習使用承諾書	(様式第7号の5)	※6	※6	※6	※6	※6								
連携実務演習等に関する承諾書	(様式第7号の6)	※6	※6	※6	※6	※6								
必要校地面積の減算説明書	(様式第7号の7)	※6	※6	※6	※6	※6								
必要校舎面積の減算説明書	(様式第7号の8)	※6	※6	※6	※6	※6								
通信教育実施方法説明書	(様式第8号)	※11	※11		※11				○	○	※12	※12		
通信教育に係る規程		※11	※11		※11			○	○	※12	※12			

(注)

- 1 ※1は、大学の大学院の設置、研究科等の設置又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程を変更する場合には、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の2)を、別記様式第3号(その2の1)に代えて別記様式第3号(その2の2)を作成すること。
- 2 ※2は、高等専門学校又は高等専門学校の学科の設置をする場合には、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の3)を、別記様式第3号(その2の1)に代えて別記様式(その2の3)を作成すること。
- 3 ※3は、共同学科を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同学科を設置している場合に添付すること。
- 4 ※4は、共同教育課程を設置する場合又は申請若しくは届出に係る大学等が共同教育課程を設置している場合に添付すること。
- 5 ※5は、国際連携学科等を設置する場合には、別記様式第2号(その2の1)に代えて別記様式第2号(その2の3)を、別記様式第2号(その3の1)に代えて別記様式第2号(その3の3)を作成すること。
- 6 ※6は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学、専門職学科を設置する場合又は専門職大学の課程を設置し若しくは変更する場合に添付すること。
- 7 ※7は、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部を設置する場合、専門職学科を設ける大学若しくは短期大学又は専門職学科を設置する場合は、別記様式第4号(その2の2)(注)2に掲げる教員について、別記様式第4号(その2の1)に代えて別記様式第4号(その2の2)を作成すること。
- 8 ※8は、医学若しくは歯学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 9 ※9は、臨床薬学に関する学部又は学部の学科を設置する場合に添付すること。
- 10 ※10は、大学の学部専門職学科を設置する場合、短期大学の学科専門職学科を設置する場合、専門職大学等を設置する場合、専門職大学等の学部等を設置する場合、専門職大学の課程を設置若しくは変更する場合、専門職大学院に係る研究科等を設置する場合又は大学の大学院の研究科の専攻に係る課程の変更であって専門職大学院の課程を設けることとなるものを行う場合に添付すること。
- 11 ※11は、通信教育を開設する場合に添付すること。
- 12 ※12は、私立の大学の通信教育に係る収容定員に係る学則を変更する場合に添付すること。
- 13 ※13は、大学の大学院の設置者変更又は研究科等の設置者変更のみを行う場合は、別記様式第2号(その1の1)に代えて別記様式第2号(その1の2)を、大学の廃止又は大学の学部等の廃止と併せて大学院の廃止又は大学院の研究科等の廃止を行う場合は、別記様式第2号(その1の1)に加えて別記様式第2号(その1の2)を添付すること。

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

(経過措置)

2 大学設置基準等の一部を改正する省令（令和四年文部科学省令第 号）附則第二条及び第三条の規定によりなお従前の例により認可の申請又は届出を行う場合は、改正前の様式を使用するものとする。